

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）（案）の概要

令和7年2月21日
防災くらし安心部

1 策定の趣旨

生産から消費に至る食品の安全性を確保し、県民が安心して健康的な食生活を享受できるよう行動計画として策定する。

【位置付け】 「山形県食の安全推進基本方針」（平成15年3月策定）に基づく計画

【計画期間】 令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度）（4年間）

2 現状と課題

基本方針1 県産農林水産物の信頼性の確保

- (1) G A P（農業生産工程管理）の導入を推進するとともに、有機農業等、環境保全型農業の普及を進めてきた。G A Pの更なる普及と国際水準G A P認証取得を促進し、併せて有機農業など環境保全に配慮した取組の拡大について継続して進める必要がある。
- (2) 国内において高病原性鳥インフルエンザやC S F（豚熱）等の家畜伝染病の発生が見られることから、農家への飼養衛生管理に関する指導を継続する必要がある。
- (3) 貝類の安全性確保のための検査を継続して実施する必要がある。養殖事業者への魚病の知識及び水産用医薬品の適正使用について啓発していく必要がある。

基本方針2 食品の安全・安心の確保

- (1) 食品事業者において、各法令に基づく衛生管理の基準違反や異物混入、アレルギー物質の表示欠落等による自主回収が報告されている。
- (2) 県内では、食肉の生食及び加熱不足・自然毒（有毒植物や毒きのこなど）による食中毒のほか、都道府県をまたぐ広域的な食中毒や、原因究明が困難な事案が発生している。
- (3) H A C C Pに沿った衛生管理が義務化され、導入の指導に加えて、定着と継続性に係る指導助言がより一層求められている。
- (4) 食品等事業者に対して分かりやすい食品表示について指導するとともに、消費者に対しては正しい知識の普及に努める必要がある。
- (5) 食品等事業者は、製品に起因する危害又はその恐れがある場合、健康被害を未然に防止するため、迅速かつ適切に当該食品を回収（リコール）できるよう体制を整備する必要がある。

基本方針3 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築

- (1) 食の安全・安心は、生産者及び食品等事業者、消費者及び行政がともに築きあげていくべきものであり、情報共有と意見交換を通じた相互理解の促進により多くの消費者が食の安全・安心を学ぶ機会が必要である。
- (2) 食品による健康被害が発生した場合、健康被害の未然防止、被害拡大防止及び不安軽減等を図るために、速やかに情報を提供する必要がある。

4 推進体制と検証

「食の安全関係課長会議」を組織し、総合的かつ横断的に施策を展開する。毎年度、進捗状況を点検・評価し「山形県食の安全推進会議」で報告及び意見聴取し、次年度以降の施策へ反映させる。

3 取組方針

(1) 農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進

- ▶ G A P指導体制の構築・強化及び農業者のG A Pの理解醸成による国際水準G A Pの導入及び認証取得を推進
- ▶ 有機農業、特別栽培等の環境保全型農業の取組を促進

(2) 安全で安心な畜産物の提供

- ▶ 高病原性鳥インフルエンザ・C S F（豚熱）検査等の実施
- ▶ 家畜の飼養衛生管理基準遵守の指導
- ▶ 農場H A C C P取得推進のための指導・支援及び認定取得農場への支援

生産者への
働きかけ

(3) 安全で安心な水産物の提供

- ▶ 岩がきのノロウィルス検査に対する支援
- ▶ 魚病の未然防止のための啓発の推進や水産用医薬品の適正使用指導と衛生管理の推進

食品等
事業者への
働きかけ

(1) 食品（輸入食品を含む）の監視・指導と検査の充実

- ▶ 不良な食品の流通及び提供を防止するための食品等事業者への監視指導の充実
- ▶ 県内に流通する食品について、残留農薬や残留動物用医薬品等の検査の実施

(2) 食中毒予防対策の充実と広域的な食中毒事案への対応強化

- ▶ 大量調理施設を含む食品事業者への監視指導の充実
- ▶ 食肉の加熱不足及び自然毒による食中毒の発生防止のための注意喚起及び啓発の強化
- ▶ 広域的な食中毒事案発生時に向けた他都道府県や関係機関との連携体制の強化

(3) H A C C Pに沿った衛生管理の徹底

- ▶ 食品等事業者の規模や業態に応じた、きめ細かな指導と運用状況の確認及び課題に応じた支援
- ▶ 関係機関と連携した食品等事業者に対する講習会の開催及び巡回指導等の自主活動への支援

(4) 適正な食品表示の確保と徹底

- ▶ 原料原産地、アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品等の表示に関する監視指導の徹底
- ▶ 食品適正表示推進者制度の推進により、食品等事業者の適正表示を徹底
- ▶ 関係機関との連携・協力による食品表示の監視指導

(5) 食品等事業者における食品衛生上の危機管理体制の充実

- ▶ 健康被害の発生するおそれがある情報を得た場合の速やかな通報の徹底
- ▶ 食品を円滑に回収するためのトレーサビリティの確保の指導

県民全体への
働きかけ

(1) 生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

- ▶ 山形県食の安全推進会議の開催による関係者間の意見交換
- ▶ 食の安全推進交流会などのリスクコミュニケーションの実施
- ▶ 出張セミナーの開催による学習機会の提供

(2) 県民への情報提供の推進

- ▶ 県HP（プレスリリース含）、S N S及び紙媒体等、各種媒体の特性を活かした情報提供